

特定医療費支給認定 更新申請手続きのご案内

現在、特定医療費受給者証をお持ちの方で、引き続き受給を希望される場合は、更新申請手続きが必要です。この案内に従って更新申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

申請受付期間 令和3年4月1日（木）～令和3年7月30日（金）

受給者証の交付までには3か月程かかるため、5月末までの申請をおすすめします。

以下の書類をご用意いただいた上で、土日祝日を除く月曜から金曜の間に一宮市役所（本庁舎）にて手続きをしてください。

全員の方が申請に必要な書類 表面（1）～（7）
 該当する方のみ必要な書類 裏面（8）～（12）※裏面も必ずご確認ください。

- （1）特定医療費支給認定申請書 ⇒一宮市役所にて記入をしていただきます。
- （2）「臨床調査個人票 作成依頼票」 ⇒医療機関に提出してください。
 これまでのように臨床調査個人票（診断書）の用紙はお配りしませんが、それに替わって作成依頼票を医療機関に提出し、医療機関から臨床調査個人票（診断書）を受け取ってください。
 都道府県が指定した指定難病指定医が作成したもので、3か月以内のもの。
- （3）住民票の写し（原本）「世帯全員・続柄の記載が必要」⇒市役所で発行
 発行から3か月以内のもの。
- （4）健康保険証（原本） 注意：提出の必要な方を下記の表でご確認ください。
 生活保護を受給されている方で保険に加入していない場合は不要です。
- （5）令和2年度 市町村民税所得（非）課税証明書等（原本）⇒市役所で発行
 （ただし、6月以降に申請される場合は、令和3年度の証明書となります。）
 下記の①②でも申請が可能です。 注意：提出の必要な方を下記の表でご確認ください。
 ① 令和2年度 給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書（原本）（国保組合の方は利用できません。）
 ② 令和2年度 市町村民税の税額決定・納税通知書（原本）

市県民税の課税額で階層区分の認定を行うため納税証明書・源泉徴収票・確定申告書では申請できません
 生活保護を受給されている場合は福祉事務所が発行する「生活保護受給証明書」を提出してください。

提出書類		提出の必要な方	
		（4）健康保険証	（5）市町村民税(非)課税証明書
加入保険種別			
患者さんが国民健康保険の場合 (保険者が一宮市のもの)		住民票上の世帯で 国保に加入している方全員の保険証	住民票上の世帯で国保に加入している方全員 (中学生以下は省略可)
患者さんが国民健康保険組合の場合 (保険者が市町村でないもの)		住民票上の世帯で 国保組合に加入している方全員の保険証	住民票上の世帯で国保組合に加入している方全員 (中学生以下の方も必要です) (特別徴収税額決定通知書ではなく必ず市町村民税所得課税証明書をお願いします)
患者さんが後期高齢者医療制度の場合 (8月1日までに後期高齢になる方を含む)		住民票上の世帯で 後期高齢に加入している方全員の保険証	住民票上の世帯で後期高齢に加入している方全員
被用者保険 (協会けんぽ、健康 保険組合、共済組 合、船員保険 等)	患者さんが被保 険者本人の場合	患者本人の保険証	患者本人
	患者さんが被扶 養者の場合	被保険者及び患者本人の保 険証	被保険者(被保険者が非課税の場合は患者本人の分も必要)

- （6）特定医療費受給者証、自己負担上限額管理票（黄色の小冊子） ⇒ 1年分
 申請月以前の12か月分の医療費総額を確認します。現在お使いの管理票に加え、前回使っていた管理票や、管理票に記入されていない月の領収書などと合わせてお持ちください。

- (7) 同意書(医療保険の所得区分確認用)⇒一宮市役所にて記入をしていただきます。
- (8) 同一世帯内に他に特定医療費受給者又は小児慢性特定疾病医療費の受給者がいることを証明する書類(原本)

同一世帯内に患者本人以外で他に特定医療費受給者又は小児慢性特定疾病医療費の受給者がいる場合は、その方の「特定医療費受給者証」又は「小児慢性特定疾病医療受給者証」のコピーを提出してください。

- (9) 収入を確認する書類(原本)

市町村民税非課税世帯である場合、自己負担上限額算定のため、患者本人(患者が18歳未満の場合はその保護者)の年収を確認できる書類が必要です。

申請の際に、次の書類のうち該当するもの全ての金額を証明する書類を提出してください。

○地方税法上の合計所得金額、公的年金等の収入額を証明する書類

(非課税証明書で合計所得金額及び公的年金等の収入額が確認できる場合は不要です。確認できない場合は、下記の所得を証明する書類を用意してください。)

<収入を証明する書類>

(決定通知書等又は当該給付が振り込まれている通帳等)

- ・障害年金、遺族年金、寡婦年金
- ・特別児童扶養手当
- ・特別障害者手当
- ・国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の規定による経過的福祉手当
- ・労災障害補償給付
- ・障害児福祉手当

- (10) 軽症高額特例に該当することを証明する書類

指定難病にかかっているが、重症度が基準以下である場合は、申請月以前の12か月の間に医療費総額が33,330円以上の月が3か月以上あれば、重症度にかかわらず助成を受けることができます。該当する場合は、自己負担上限額管理票又は領収書を提出してください。

例：令和3年4月に申請する方 ⇒ 令和2年5月分から令和3年4月分が対象

例：令和3年5月に申請する方 ⇒ 令和2年6月分から令和3年5月分が対象

- (11) 高額かつ長期特例に該当することを証明する書類

認定されてから申請月以前の12か月以内に指定難病に係る医療費総額が50,000円以上の月が6か月以上ある場合は、自己負担上限額が軽減されます。

該当する場合は、自己負担上限額管理票又は領収書を提出してください。

例：令和3年4月に申請する方 ⇒ 令和2年5月分から令和3年4月分が対象

例：令和3年5月に申請する方 ⇒ 令和2年6月分から令和3年5月分が対象

- (12) 人工呼吸器等装着者であることを証明する書類(臨床調査個人票)

人工呼吸器又は体外式補助人工心臓を使用している患者が対象となります。

人工呼吸器等装着者の申請を希望される場合、臨床調査個人票(更新)の「人工呼吸器」欄に記載が必要です。

記入が必要な書類(1)(7)は一宮市役所(本庁舎)にご用意しており、一宮市役所にて記入していただきます。

<申請に関する問い合わせ先>

愛知県 健康医務部 健康対策課 難病対策グループ

一宮市役所 障害福祉課(本庁舎2階)

電話 052-954-6270

電話 0586-28-9017